

周南市に離婚届を出される場合

1. 持参していただくもの等

	協議離婚の場合 (夫婦の話し合いによる離婚)	裁判離婚の場合 (裁判所で成立・確定した離婚)
届出期間	—	調停成立または裁判確定日から10日以内 ※成立日・確定日を1日目とします。
届出人 署名を する人	夫及び妻	調停・審判・和解の申立人、認諾の請求をした人または裁判の訴えを提起した人 ※訴えをした人が届出期間内に届出しないときは相手方も届出できます。
証人	成年者2人	不要
必要なもの	☐ 離婚届書 ☐ 本人確認書類 ☐ マイナンバーカード（通知カード） ☐ 国民健康保険資格確認書（加入者のみ）	☐ 離婚届書 ☐ 調書の謄本または審判・判決の謄本と確定証明書 ☐ マイナンバーカード（通知カード） ☐ 国民健康資格確認書（加入者のみ）
	☐ 離婚後も婚姻中の氏を名乗りたい場合は、「離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法第77条の2の届）」が必要です。 ※届出期間は離婚の日から3か月以内	

2. 本人確認を行います。

窓口にお越しになった方（本人または代理人）の本人確認を行いますので、届出の際には本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、資格確認書など）をお持ちください。

なお、お持ちでない場合でも届出はできます。その場合は届出を受理した旨をご本人様宛に通知いたします。

3. 「一方が外国人」又は「双方が外国人」の場合

お手続きが異なりますので、事前に窓口でご相談ください。

4. 土・日・祝日及び閉庁時に届出される場合

本庁及び鹿野・熊毛総合支所で守衛が届書をお預かりします。

婚姻届書のみの受付となりますので、住所の異動等は平日の開庁時にお手続きをお願いいたします。

不備があった場合は、後日窓口にて訂正していただく場合がありますので、日中の連絡先（日中に連絡の取れる電話番号）を必ず記入してください。

【閉庁時の受付時間】

- ・新南陽総合支所 受付は行っていません。
- ・鹿野総合支所 「コアプラザかの」で午前8時30分～午後10時
- ・熊毛総合支所 午前8時30分～午後10時

※ただし、年末年始（12月29日～1月3日）は本庁以外は受付を行っていませんのでご注意ください。

5. 周南市が本籍地（新本籍を含む）の方

届出を正式に受理してから、証明書の内容の変更に1週間程度かかります。

コンビニで証明書を請求される場合はご注意ください。

問い合わせ先
周南市 市民課 戸籍担当
☎：(0834) 22-8295